

## 論文の内容の要旨

論文題目 「一般意志」の防衛 ルソーにおける「統治」について

氏名 西川 純子

本論では、「統治 (gouvernement)」という概念を中心にルソーの政治思想の分析を行い、「社会契約」を締結した後に生まれる「政治体」の輪郭、つまり、その政治思想の帰結を明らかにすることを試みた。

「統治」をあえて取り上げたことには三つの理由がある。まず、「統治」についてルソーは論じていないどころか、『政治経済論』をはじめとした多くの著作において十分に論じていることが第一の理由である。また、先行研究においてルソーの「統治」が盛んに論じられてきたとは言いがたいが、それでも近年ではルソーの「統治」論の重要性がベルナルディをはじめとした若干の研究者によって喚起され始めている。彼らは、ルソーの政治思想において「統治」論が「主権」論とならぶ重要性を持っていた可能性があることを指摘している。これをうけて、本論でもルソーの政治思想の全体像を理解するためには、その「統治」論を検討することが欠かすことができないと考える。これが、ルソーの「統治」を取り上げる第二の理由である。

そして、第三の理由は、20世紀の後半にフーコーの「統治」と「統治性」に関するコレージュ・ド・フランスの一連の講義に起因する。フーコーによると、「統治」とは君臨すること、命令すること、法を定めること、所有者であることなどから区別されるべき、権力のあ

一つの特殊な様態であり、国とは本質を持たず、「統治」によって絶えず生み出されて更新されつづけているものである。つまり、権力が作用するメカニズムとしての「統治」を問うことによって、「政治体」の輪郭を明らかにすることが可能になるだろう。そして、権力が作用するメカニズムとして、ルソーの「統治」を分析することで、「社会契約」が締結されることで生まれたルソーの「政治体」の輪郭が明らかになると考えられる。

ルソーは『社会契約論』において「統治」を「法の執行」と「市民的かつ政治的自由の維持」を担う中間団体であると定義している。しかし、二つの役割のうちでは「法の執行」のみが重視されてきた感がある。『政治経済論』でも、「政治体」の「統治」とは「一般意志」に従属してその表明である法を執行することであると明言されている。しかし、同書の大半の部分では、いかにして法を執行するかよりも、いかにしてそれを可能にするか、つまり、「法の執行」を可能にするための様々な手段が論じられている。このことからルソーの「統治」を単なる「法の執行」に還元することは難しいと考えられる。ルソーが同書の前半部分では人々の「内面」を対象とする「統治」に、後半部分では人々の財を対象とする「統治」に意図的に焦点をあてて議論を展開していることから、本論ではルソーの「統治」を「内面」の「統治」と財の「統治」の二つに分節して分析した。

ルソーの「統治」を「法の執行」に還元することができなくても、それはあくまでも「一般意志」の表明である法に則したものでなければならない。それを実現するためには、「統治」する側が法に則して「統治」を行うだけでは十分ではなく、「統治」される側も法を尊重して遵守することが必要となる。そこで、「統治」は人々が法を愛するように促すために多くの手段をもつことが重要となり、人の「内面」にまで働きかけなければならないということになる。ルソーの「内面」とは、理性だけに限定されるものでも「情念」だけに限定されるものでもなく、それらが互いに作用しあう一種の複合体である。しかし、実際のところ、ルソーは理性よりもむしろ「情念」に「統治」が強く働きかけることの必要性を強調している。

「内面」の「統治」の具体的な手段として、『政治経済論』と『ポーランドの統治とそれの改革案についての考察』では「公教育」が挙げられている。ルソーによると、「公教育」は人々のうちに「祖国」への愛を醸成することを目的とする。そのために、「公教育」では子供たちに対して「祖国」がもたらす自由をはじめとした普遍的な価値を教えると同時に、同胞から成る「ネーション」への愛着が形成されるように促す。「ネーション」への根づきを促し、法にも武力にも金銭にも強制されない同胞愛にもとづいた関係性の構築を子供たちの間にはかることが、「祖国」への愛の醸成へとつながる。このような「公教育」によっ

て、人々に「祖国愛」が醸成されて、愛する「祖国」の意志である「一般意志」を己の「特殊意志」と同程度に尊重することになるであろう。

しかし、「内面」の「統治」の手段は「公教育」だけではない。少なからぬ先行研究において、「一般意志」と「特殊意志」の乖離というルソーの「社会契約」にもとづいた「政治体」に内在する問題点を解決するために宗教が導入されたことが指摘されてきた。本論においても、「市民宗教」を中心とした一連の宗教と「政治体」の関係性に関するルソーの言及を分析することで、ルソーにとって宗教が「一般意志」の尊重を促すという、「公教育」と同じ目的をもつことが明らかになった。つまり、宗教も「内面」の「統治」の一手段と見なすことができるということである。

そして、ルソーの「統治」は、人々の内面だけではなく、その財も対象とする。ルソーにおける財の「統治」の目的は、まずは「政治体」で暮らす人々の生存を保障すること、そして「政治体」として存続していくための「公共財」を確保することである。これを実現するために、農業の奨励、貨幣の「政治体」からのできるかぎりの排除、賦役または累進課税の導入を、その著作の中で繰り返し提案している。本論ではルソーの「財」の「統治」を分析することで、それが人々の生存を保障するために、食糧の確保と同時に、「政治体」内部における財の配分の不均衡を是正することも目指していることが明らかになった。「政治体」の内部で財の配分が偏っているということは「統治」における最大の悪がすでになされているとまでルソーは述べている。その理由は財の配分が偏っていることは、すでに「一般意志」が損なわれていることを意味しているからである。財の「統治」は人々の生存の保障や公共財の確保と合わせて、この財の配分の不均衡を是正することを目指すことで、「一般意志」の防衛をはかる。この「一般意志」の防衛こそが、ルソーによる「財」の「統治」の真の目的であると考えられる。つまり、ルソーの「統治」は「一般意志」を防衛するために、人々の「内面」と財に働きかけるものである。

ルソーの「一般意志」とは「政治体」のメンバーが共有する彼ら自身の意志に他ならないから、それに従うことは容易に思えるだろう。しかし、実際には、「一般意志」に則した「統治」を実現するために、「統治」は人々の内面と財の双方に働きかけなければならない。「一般意志」が防衛されなければならない理由は、「一般意志」の性質にある。ルソーの「一般意志」とは、人々が「社会契約」を結ぶことを契機に誕生する「政治体」の意志であり、「政治体」における正義の絶対的な基準でもあり、法として表明される。「政治体」のメンバーは、この「一般意志」に従属しなければならない。しかし、実際の「一般意志」は絶対的に「政治体」に君臨するものなどではない。ルソーによると、「自然の秩序」に従う限り、よ

り特殊な意志はより一般的な意志よりも尊重されがちであるから、人々は自らが属する「政治体」の「一般意志」よりも自らの固有の「特殊意志」を常に優先させようとする。ゆえに、「一般意志」は様々な「特殊意志」にたえず脅かされる脆弱なものとならざるをえない。そこで、「一般意志」は防衛されなければならないことになる。本論では、ルソーは脆弱な「一般意志」を防衛するために、「特殊意志」を「一般意志」に従属させたり、抹消したりする「統治」を行うことを説いているわけではなく、「統治」がその脆弱性を補完して、「特殊意志」の複数性を維持することを説いていることが明らかになった。

ルソーの「統治」とは、「一般意志」の表明である法を執行するものに他ならない。しかし、それを実現するために、人々の「内面」と「財」に働きかけて「一般意志」の脆弱性への補完と「特殊意志」の「複数性」の維持をはかる。このような「統治」によって不断に生み出されつづけることになる「政治体」は、人々が全体的に支配された強権的な「政治体」などではない。それは、ゆるやかな連帯によって結びついた平等で均質な「政治体」となるだろう。しかし、「一般意志」の脆弱性を補完しながら「特殊意志」の「複数性」を維持することは困難であるから、不安定で脆弱な「政治体」とならざるをえないだろうとも考えられる。これが、ルソーの「統治」を分析することによって明らかになった「社会契約」によって生まれた「政治体」の輪郭である。そして、ルソーによると、「政治体」において人々が享受することができる「自由」とは、「一般意志」のもとでのみ実現されうる。ゆえに、「一般意志」を防衛するルソーの「統治」とは、まさに「政治体」における「自由」を防衛するものであると考えられる。この点で、これをリベラリズムの一種とみなすことができるだろう。